

# 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) (仮称) の現況について

## 1. ACTA交渉

- (1) 2005年のG8サミットにおいて、我が国は、増大する模倣品・海賊版の防止のための法的枠組策定の必要性を提唱。その後、日米共同のイニシアティブとして、議論をリードするとともに、関係国に働きかけ。

(参考) 模倣品・海賊版の世界経済における取引額：約21兆円（2007年）

- (2) 2008年6月に交渉を開始し、計11回の関係国会合を開催。  
**最終会合の2010年10月の東京会合において大筋合意し、12月に条約案文が確定した。**

(交渉参加国) 我が国、米国、EU及びその加盟国、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ

- (3) ACTAにより、①模倣品等の輸出規制の強化、②インターネット上の違法コピー対策、③映画盗撮・不正ラベル対策の強化等が期待される。

## 2. 今後の対応

ACTA締結\*後、欧米等の他の締約国と連携しつつ、アジア諸国等に対し、ACTAへの加入を働きかける。

\* 今後、署名及び締結手続(国会承認)が必要。

# ACTA条約のポイント

## ① 水際での対策の強化: 模倣品・海賊版の輸入に加え、輸出と通過を規制

○問題: 模倣品・海賊版は海外で製造され、第三国を經由して世界中に拡大

既存のWTOの枠組: 輸入のみ規制

輸出と通過\*を新たに規制

- 我が国は既に2006～2008年に法改正により導入済

## ② デジタル時代の対応強化(技術的手段に対する保護の強化)

○問題: 違法複製ゲーム、DVDなどの利用をブロックする技術(アクセスコントロール)を回避する機器等が流通し  
インターネット上の違法な複製ゲームや複製映像などが世界的に蔓延

既存の著作権に関する枠組: 不正なコピーに対する規制

技術的手段の保護措置を具体化

- 我が国は更なる規制強化のための法改正を検討中

## ③ 映画盗撮、不正ラベルを規制

○問題: 盗撮された映画がインターネットを通じ世界中に拡大

既存の著作権に関する枠組: 映画盗撮行為に関する規定なし

映画盗撮行為を刑事罰化\*

- 我が国は議員立法で2007年に導入済

○問題: 不正ラベルと製品が別々に流通するなど、模倣品の流通が複雑化・巧妙化

既存のWTOの枠組: 模倣品の完成品(不正ラベル+製品)の取引を規制

不正ラベル単体を規制

- 我が国は既に対応済